

お知らせ 支店窓口においてタブレットでのお取引受付を開始します

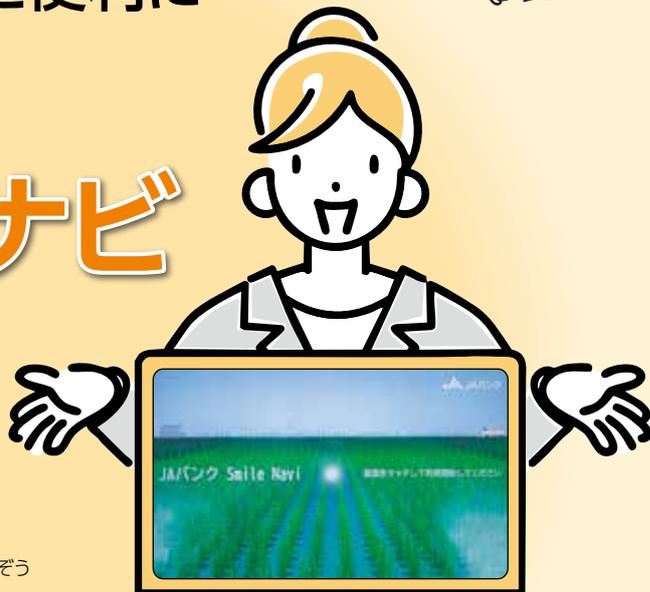


**タブレットで簡単・便利に
JAバンクでのお取引を
もっと便利に**



**JAバンク
スマイルナビ**

タブレット画面で文字が見やすく、簡単に操作が出来てとっても便利だろう！



郵便番号
検索すると住所が
自動で表示されるし、
金融機関も検索出来て
とても楽ね！
伝票よりも便利で
入力しやすいわ！



**タッチで簡単
お取引！**

JAバンクスマイルナビで、大変だった書類への記入が不要に。タブレットの画面に沿って必要事項を入力・選択するだけで、お取引の受付が出来ます。※1



**複数の書類
記入不要！**

複数のお取引でもタブレットなら署名は一度きりです。続けて入力する場合、2件目のお取引から同じ内容は自動表示されるため、入力不要です。※2



**カード持参で
自動入力！**

キャッシュカードをご持参いただければ、住所等のお客様情報や口座情報が自動で表示され、簡単・便利にタブレット入力が行なえます。※3

※1: キャッシュカードと暗証番号による認証成立を条件に同一名義で当組合に、開設された当座性口座・定期性口座の情報および届出事項の一部がタブレットに表示されることがあります（JAごとに表示される内容は異なります）。詳しくは窓口までお問い合わせください。
 ※2: 金額等の必要事項の入力等は必要となります。タブレットは一度に最大10件のお取引の入力を続けて行なうことが出来ますが、署名は一度きりとなります。また、続けてお取引の入力を行う場合は、一度入力した住所・電話番号などの再入力不要です。
 ※3: キャッシュカードはカード表面記載の会員ご本人様のみご利用いただけます。お客様のカードをご家族等がご利用することはできません。また、暗証番号についてもご家族を含めた第三者に開示されることも禁止されています。ご家族名義のキャッシュカードをご希望のお客様は窓口までご相談ください。



くわしくは、お近くの店舗、または渉外担当者にお問い合わせください。



那智支店 TEL:0735-52-0241 太地支店 TEL:0735-59-2036 新宮支店 TEL:0735-22-0127
みさき支店 TEL:0735-31-7018 西向支店 TEL:0735-72-0079

JAで年金をお受取りの方

※2
**最大3回
無料!**

コンビニ
ゆうちょ等
ATM ※1
入出金手数料



©よりぞう

- ※1 一部対象外のATMもあります。
- ※2 組合員の方が対象となります。(組合員外の方は最大1回となります。)

JAわかやま
JAは地域のどなたでもご利用いただけます。

詳しくは ▶
コチラから



みくまのリレーシリーズ 〇〇さんに聞きました!



今月の
スマイル
😊

西向支店

ながしげ ようすけ
永重 洋介

趣味：釣り



金融共済部より

金融共済部では、新企画として「みくまのリレーシリーズ」をスタートしました。管内で働く支店職員を中心に質問形式で紹介していきます。組合員のみなさんの顔なじみの職員も登場するかも!?



私の自慢!
なんと!!
シーバス
84cm

休日の過ごし方
休日のほとんどは趣味の釣りにして過ごしています。少しさらいの雨ならば海に向かいます(笑)。

ルアー釣りがメインで、アオリイカやアジを狙っています。

Q1 日々のような業務をしていますか?

A: まず自己紹介をさせていただきます。私は永重洋介と申します。現在、西向支店にてLA(ライフアドバイザー)として勤務しており、LA歴4年目です。旧古座地区と古座川地区を主に担当しています。

日々の業務では、共済事業を通じて、組合員・利用者のみなさまが安心して暮らすことができるようにサポートさせていただいています。

Q2 業務にあたり、心掛けていることは?

A: 近年、自然災害による被害が増えているため、訪

問の際には、まずハザードマップなどを活用し、住んでいる場所や周囲の環境と一緒に確認させていただいております。意外と見落としている情報も多く、「地震や津波への備えを改めて確認できた」との声もいただいています。

今年も台風の季節が近づいてまいりました。この機会に住まいの保障内容をご確認いただき、「ご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。」

Q3 今、力を入れていることは?

A: 3Q訪問活動に力を入れています。組合員・利用者の

Q4 組合員・利用者のみなさまへメッセージ

A: 建物・家財の保障だけでなく、JAでは「ひと・いえ・くるま」の総合保障でみなさまの暮らしをサポートしています。わたしたちの生活に欠かせない車の保障など、お見知りだけでも構いませんので、お気軽にお声掛けください。

農業機械展示会を開催！ 多くのご来場、ありがとうございました



← 水稲講習会の様子

また、展示会では、地元生産者らで構成される農産物生産加工友の会のメンバーによる「焼きそ

6月13・14日、JAわかやまみくまの営農経済センターで、「農業機械展示会」を開催しました。会場には、大型の農業機械をはじめ草刈り機やチェーンソー等の機械類が並んだほか、農作業用品・生活用品なども数多く展示販売しました。14日には、水稲講習会と農機メンテナンス講習会も実施。水稲講習会では、近年、被害が拡大しているカメムシの対策などについて熱心に質問する姿がみられました。



← 大型農機も展示

次回開催は、今年11月を予定しています。

同センターの津本センター長は「組合員・地域の方々がたくさん来場し、交流の場としても活用できました。次回の展示会は、今回を上回る盛り上がりを目指したいと思えます」と話しました。展示会は地域農業の振興だけでなくJAと組合員・利用者みなさんとのふれあいや交流を目的としています。



令和7年度水稻状況

出穂時期～収穫に向けて

★出穂期を迎える水稻栽培において、品質の高い米づくりを目指すため、適切な管理の徹底が重要です★

- カメムシ類の飛来防止には、出穂14日前（穂がわずかに見え始める頃）までに圃場周辺の除草作業が効果的です。発生が多い圃場では、出穂直前と出穂後（穂が出揃った頃）の2回にわたる薬剤防除を推奨します。粒剤を使用する場合は、上記より数日前倒しの散布を行うとさらに効果的であり、スタークル顆粒水溶剤を使用する場合は2,000倍に希釈し、収穫7日前までに最大3回までの使用が可能です。
- ウンカの発生が出穂後に確認された場合は、速やかに殺虫剤（例：トレボン乳剤）を散布してください。
- 病害については、いもち病や紋枯病の症状がみられた場合は直ちに防除を行い、ダブルカットフロアブルやブラシンバリダフロアブルなどの殺菌剤を活用してください。なお、ブラシンバリダフロアブルは両病害に効果を発揮します。

★台風への備えと対策

深水管理で稲の揺れを防ぎ、排水路の整備で冠水被害を軽減しましょう。稲が倒れた場合、できるだけ早く起こし、日あたりを良くし、乾燥を促しましょう。収穫時期が近い場合は、被害を避けるため、早めに収穫することも検討しましょう。

★ポイント★出穂から登熟期にかけては胴割れや未熟粒の発生を防ぐため、本田の水管理を徹底しましょう。収穫直前の落水はコンバイン作業に支障がない範囲でできるだけ遅らせて行き、高温障害の抑制に努めましょう。（早い時期の落水は胴割れの発生が多くなります。落水開始は、収穫5日前～7日前が目安です。）

防除例

防除時期	主な対象病害虫名	防除薬剤名	倍数等	使用基準	備考	
本田	いもち病	ダブルカットフロアブル	1000倍	穂揃期迄/2回	[発生時] ブラシンフロアブル (1000倍、7日前/2日)	
	紋枯病	モンカットフロアブル	1000倍	14日前/4回	(1000倍、7日前/2日)	
	ウンカ類、コブノメイガ、ツマグロヨコバイ	トレボン乳剤	1000倍	14日前/3回	コブノメイガ・イネツトムシ多発田 ロムダンソル1000倍 (21日前/2回) (※虫の発生期、収穫前日数注意)	
期	出穂後 (穂がうつむき始めてから)	いもち病、紋枯病	ブラシンバリダフロアブル	1000倍	14日前/2回	カメムシ類の多発が 予想される地域では、 スタークル顆粒水溶剤 散布7～10日後に、 スタークル顆粒水溶剤で 追加防除を行う
		カメムシ、ウンカ類、 ツマグロヨコバイ	スタークル顆粒水溶剤	2000倍	7日前/3回	

※ 農薬の使用回数を超えないように注意（例：スタークル顆粒水溶剤、粒剤、豆つぶの合計使用回数3回以内）

くろしおナス組合、現地検討会を実施



6月12日、新宮周辺地場産青果物対策協議会主催の「くろしおナス組合 現地検討会」が、新宮市と那智勝浦町で開催されました。生産者、市場関係者、東牟婁振興局、JA職員ら9人が参加。合わせて3カ所の圃場で生育状況の確認などが行われました。

各圃場は誘引作業を行っている途中でしたが、今年はカスミカメムシ、カタツムリの被害があったほか、アザミウマの発生も確認されています。今回は、新規生産者の参加もあり、誘引方法や樹勢の説明などアドバイスがありました。その他にも出荷に向けてのサイズ等の確認と情報交換が行われました。

くろしおピーマン組合、栽培出荷検討会を実施



6月19日、新宮周辺地場産青果物対策協議会主催の「くろしおピーマン組合栽培出荷検討会」が那智勝浦町の高津気会館で開催されました。生産者をはじめ、市場関係者、東牟婁振興局、JA職員など8人が参加しました。

栽培状況について生産者から生育状況と品種別の特徴、注意点の情報共有があったほか、斑点細菌病に対する対応についてなど、質問がありました。また、今年状況については、生育も良く、病害虫の被害も少ないと報告がありました。

あぐりニュース Agri News

地域の農業をお伝えします

ふれあい市部会総会を開催しました

総会では、令和6年度の事業および会計報告のほか、出荷物の取引規定の確認、意見交換が行われました。品質管理・衛生管理の重要性についても再確認され、今後も安全・

安心な農産物の提供に努めていくことが確認されました。開会にあたり、ふれあい市ランティス部会の山出部会長は、「ふれあい市に行けば、新鮮でおいしい野菜が揃っていると思うてもらえるように、みなさんで良い場所にし

ましよう」とあいさつ。特に暑くなるこれからの季節に向け、熱中症対策にも意識を高めるよう呼びかけました。営農経済部の政所副部長は「JAとして、ふれあい市の農作物を更に地域のみなさんに届けられるよう、サポート

していきます」と話しました。ふれあい市部会は、みくまの地域管内にあるAコープ店舗の直売所コーナー「ふれあい市」に農産物などを出荷している地元生産者で構成されています。令和7年6月現在、154名が所属し、地元の特産品や旬の野菜・果物を、地域の台所として、組合員、

利用者の食卓に届けています。新鮮で安全・安心な商品は、地域からも高く評価され、地域密着の取り組みとして根付いています。

6月19日、みさき支店と本宮町行政局（田辺市本宮町）で、「令和7年度ふれあい市部会総会」が開催されました。2会場合わせて部会員41人とJAの役職員4人が出席。日頃の活動を振り返るとともに、今後の方向性を確認する貴重な機会となりました。

地域を支える直売所コーナー
「ふれあい市」総会で意見交換



↑ 開会の挨拶をする山出部会長

営農経済部の政所副部長は「JAとして、ふれあい市の農作物を更に地域のみなさんに届けられるよう、サポートしていきます」と話しました。

暑くなるこれからの季節に向け、熱中症対策にも意識を高めるよう呼びかけました。

安心な農産物の提供に努めていくことが確認されました。開会にあたり、ふれあい市ランティス部会の山出部会長は、「ふれあい市に行けば、新鮮でおいしい野菜が揃っていると思うてもらえるように、みなさんで良い場所にし

ましよう」とあいさつ。特に暑くなるこれからの季節に向け、熱中症対策にも意識を高めるよう呼びかけました。

葬儀から法要、大切なお墓など、ご要望に合わせて
真心こめたサービスでお手伝いいたします。



花祭壇
(写真は一例です)

好評いただいております“花祭壇”

お葬式をたくさんのお花で飾り、故人への大切な思い、
ありがたいの心をお花に託し、心が癒されるお葬式を目指します。

詳しくはセレモニーホールなちまで 0120-527-203

年中無休
24時間受付
寝台車完備
駐車場80台

新宮公証役場より

公証人のおはなし

公正証書
遺言・任意後見

シーズン2《第2回「ラベンダーと後見」》

新宮公証役場、三橋です！

私の故郷、北海道・旭川市のお隣、美瑛・富良野地方では、この時期、丘一面にラベンダーが咲き誇ります。残雪をいただく大雪山連邦を背景に藤色の花々がじゅうたんのようにつづく景色は、北海道の夏の始まりを告げています。

さて、7月号では、「後見の必要性」を振り返りました。親の事務を子は当然には代理できず、子であっても、代理人となる後見人の権限が必要でしたね。

今回は、後見人となる任意後見契約の種類と、特に利用の多い移行型の契約についてお伝えします。

「任意後見」の種類は？

任意後見契約は、契約する際に、公証人が必ず本人の意思を確認します。

- ① 現状で判断力が不十分になりつつあるなら、直ちに任意後見監督人を選任し任意後見契約をスタートさせる**即効型**。
 - ② 判断力はあるけれど、入院や寝たきりなど外出や行動が不自由な場合や、困ったときに自分の代理を頼みたい場合のために、身の回りの事務を後見人の予定者に任せる「委任契約」をしておき、判断力が不十分になった時点で後見監督人の選任を申し立て任意後見契約に移行する**移行型**。
 - ③ 今は判断力も体調も問題ないが、将来に備えて任意後見契約する**将来型**。
- の3種類があります。

移行型の任意後見契約とは？

判断はできるけれど、外出など行動が不自由なときは困りますね。また、事務が複雑で、誰かに自分の代りを頼みたい場合もあるでしょう。預金の出し入れ、保険金の請求、市役所・役場の手続、病院への入院や施設入所の申込み、介護サービスの契約のほか、キャッシュカードや権利証といった重要書類の保管など、誰かに任せたい事務は多様です。

任意後見契約は、本人の判断力が不十分になってから、後見人がその代理を務める契約ですが、判断力がある時期には何ら効力はありません。

そこで、移行型の任意後見契約は、任意後見の前提として、自分でもできるけれど、後見人になる人にも事務を任せられるように委任の契約をしておきます。その後、判断力が不十分になった時点で、後見人などが家庭裁判所に申し立て、後見監督人を選任して、任意後見契約の効力を発生させることができます。

老後の備えとして、財産の管理や療養看護の事務を子などに委任できます。

【おしらせ】

新宮公証役場では、任意後見を始め、遺言など、各種の公正証書に関する相談を、平日9時から17時まで、無料で対応しております。**必ず事前予約の上**、お気軽にご利用ください(0735-21-2344)。



お問い合わせ先

新宮公証役場

〒647-0043 和歌山県新宮市緑ヶ丘2-1-31
TEL:0735-21-2344(平日9:00~17:00)